

平成29年度 第2回

地域包括支援に関する会議

## 資料 2

### 2 議事

(2) 地域包括支援センターのあり方について

## 現状

### 1. 地域包括支援センターの体制の経緯

#### (1) センター設置(平成18年4月)

○地域包括支援センターは、高齢者人口、地理環境、交通状況等を総合的に勘案し、24の圏域を設定して、市民センターや出張所、医師会に設置した。

○本市では公平性・中立性を担保するため直営で運営した。ただし、ケアマネジャーや社会福祉士の人材確保が困難なため、医師会、社会福祉協議会、福祉事業団、高齢者福祉事業協会等の「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」の構成団体からの出向により対応している(嘱託員の身分を付与)。

○処遇困難事例等への対応は区役所全体での調整等が必要であることから、地域包括支援センターのバックアップ機能として統括支援センターを行政区ごとに設置した。

#### (2) 体制変更(平成23年度)

○困難事例等に迅速かつスムーズに対応することや、居宅ケアマネジャーの業務負担軽減のため、地域包括支援センター職員を区役所に集中配置した。ただし、地域包括支援センターの場所は残し、常駐3名体制から1名体制に変更した。

#### (3) 体制変更(平成27年度)

○相談実績、高齢者等実態調査による市民要望を踏まえ、常駐の地域包括支援センターは区役所及び出張所に集約することとした。併せて、市民センター等を巡回する「高齢者いきいき相談」を開始した。

### 2. センターの体制(平成29年度)

○運営体制:北九州市(直営)

○設置数:地域包括支援センター24圏域 統括支援センター7箇所  
保健師(行政・嘱託)、主任ケアマネジャー(嘱託)、社会福祉士(嘱託)、予防給付担当ケアマネジャー(嘱託)、看護師(嘱託) 計203名

### 3. 地域包括支援センターの業務

《包括的支援事業》

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合相談支援
- ③権利擁護
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援

※地域包括支援センターを委託する場合、これら4業務を分割して委託することはできない。ただし、身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための「窓口(ランチ)」を設けることは可能である。

《その他追加・拡充した機能》

地域ケア会議、高齢者いきいき相談

### 4. 相談実績

153,354件(平成28年度)

※近年、虐待・認知症・権利擁護などの困難事例が増加しており、警察や弁護士などとの連携により対応している。

### 5. 北九州市の地域包括支援センターの特徴

- ①市直営による運営(政令市で唯一)
- ②統括支援センターの設置
- ③総合相談と出前主義の徹底
- ④官民協働の人員体制
- ⑤夜間・休日の体制(緊急の案件は、24時間365日対応できる体制を整備)
- ⑥専門関係機関との連携(在宅医療・介護連携支援センター、認知症支援・介護予防センター、認知症初期集中支援チーム、権利擁護・成年後見センター等)

## 地域包括支援センターの今後の方向性

### 運営上の課題

#### ◎地域に身近な相談窓口

気軽に立ち寄れる福祉の相談窓口として「市役所・区役所」の割合が高い反面、市民から相談窓口として区役所では数居が高く、相談しづらいとの意見がある(区役所は手続の際に行く場所という考え)。また、相談窓口として、土日は対応していない。

#### ◎24時間365日対応

2箇所の事業所に電話対応を依頼(委託)している。緊急な対応が必要な場合は、連絡を受けて、統括・地域包括支援センター職員が夜間・休日は訪問、電話で対応している。

#### ◎センター職員の質の向上

保健師(行政及び嘱託)は、異動や採用で初めて配属になる場合がほとんどである。主任ケアマネジャーや社会福祉士等も経験年数の浅い人もいる。また、育成しても数年後に他部署への異動や事業所に戻ったり、退職したりするため、結果として職員の質の向上は難しい状況である。

#### ◎人員体制の課題

保健師(行政)は、他部署への異動があり、主任ケアマネジャー、社会福祉士も事業所へ戻ったり、退職等により、継続して地域包括支援センターを担当する職員が少ない。

保健師(行政)は定数や予算上の制限がある。

(条例上、高齢者人口6,000人未満に各職種1名配置が必要)

#### ※高齢者等実態調査

「地域包括支援センター」の認知度は、ほぼ横ばい。

(一般 H22:37.6%→H25:36.1%→H28:39.0% 在宅 H22:50.7%→H25:53.3%→H28:53.0% 若年H22:23.5%→H25:22.9%→H28:34.3%)

気軽に立ち寄れる福祉に関する相談窓口の立地は、いずれの区分も「市役所・区役所」「市民センター」の割合が高い。

若年では「通勤途中に立ち寄れる交通の便がよい場所」の割合も高い。(一般:13.3% 在宅:10.4% 若年:37.4%)

### 直営のメリット

- ・統一的な基準で対応できる
- ・困難事例への迅速な対応ができる
- ・情報共有が行いやすい
- ・民生委員等、地域の支援者や区役所内関係部署との連携が取りやすい
- ・地域における高齢者の現状を把握することができる
- ・市の施策をスピーディに反映させるとともに、国や市の制度についての周知徹底を図ることができる

### 国の動向

#### ◎地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正

##### ○地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(取り組む仕組みの制度化、計画に取組内容と目標を記載、財政的インセンティブの付与の規定の整備)
- 2 医療・介護の連携の推進等
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化)

##### ○地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターに、事業の自己評価と質の向上を図ることを義務付ける)

#### ◎介護保健事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針

地域の実情に踏まえた相談支援の強化について、具体的な取組を定める⇒介護離職の防止、地域包括支援センターの土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など

### 今後求められる地域包括支援センター機能の強化

#### ◎丸ごとの支援体制の構築

これまで地域包括支援センターは、高齢者を中心に幅広い相談に対応してきた。現在、国は地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題を丸ごと支える支援体制の構築を推進している。

今後は区役所における幅広い相談に対応できる人材育成や組織づくりが求められる。

その中で、老老介護・ダブルケア等に対する適切な対応等が望まれる。

#### ◎自立支援・介護予防の普及・啓発

高齢化の進展や15～64歳の担い手の減少から、今後は高齢者自身の自立を促す取組や介護予防の普及・啓発が重要になる。また、要介護度の改善等を指標として各自自治体に財政上のインセンティブを付与としている。

自立支援に向けての効果的な地域ケア会議の実施が必要である。

#### ◎介護離職の防止

介護離職を防止するため、国は地域包括支援センターにおける相談支援の強化(土日祝日における開所など)を想定している。

#### ◎地域協働による見守り・支援・ネットワークの充実強化

地域支援コーディネーターとの連携により、社会資源等の情報収集及び提供を行い、地域課題の解決しつつ、地域のネットワークを構築していく。

### 検討内容

#### 【論点】

1. 包括的支援体制の構築に向けて、地域包括支援センターの相談支援体制をどのように考えるか。

⇒直営のメリットを維持しつつ、民間活力を活用した相談体制の強化(現行体制の見直し含む)

<検討項目>

(1) 利用者の相談しやすさを考慮した相談体制について

例)地域包括支援センターのランチの設置(交通の便がよい場所)や、スーパー、薬局、高齢者サロン、認知症カフェ、高齢者施設の活用等、人が集まる場所での相談等

(2) 土日の相談を含めた官民協働による相談体制について

例)便利な場所や地域とのつながりがあったり、緊急訪問や一時預かり等対応可能な施設など

(3) より複雑化、多様化したニーズへ対応できるよう、関係機関との連携のあり方

例)地域支援コーディネーターや在宅医療・介護連携支援センター等関係機関との連携等

(4) 高齢者のみならず、障害者や子どもも含めた幅広い分野の相談に応じられる人材育成

例)相談体制の強化に向け、統括支援センターの強化及び地域包括支援センターの職員体制等

2. 健康づくり・介護予防・生活支援の充実に向けた地域包括支援センターの方向性についてどのように考えるか。

対象者の自立・重度化防止及びゴミ出し、集う場などの生活支援に関する地域の課題解決、ネットワーク構築を目的として、地域包括支援センター毎に実施している効果的な地域ケア会議の実施について

※検討課題に応じて、構成員は異なる(医療・介護の専門職、地域支援コーディネーター、地域担当保健師等)。

<検討項目>

(1) 地域ケア会議の開催頻度(開催回数)及び参加メンバー

(2) リハビリ専門職との連携

(3) 民間の介護支援専門員からの事例を対象とする地域ケア個別会議の体制づくり

(4) 自立支援型プランに向けての支援方法

(5) 地域課題の解決に向けての仕組みづくり